

諮問日：平成27年11月5日（平成27年度（情）諮問第4号）

答申日：平成28年2月18日（平成27年度（情）答申第2号）

件名：神戸地方裁判所における最高裁判所判事視察に関して作成し，又は取得した文書の開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

平成27年5月14日の大橋正春最高裁判所判事の神戸地方裁判所・家庭裁判所視察に関して作成し又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，神戸地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が，別紙記載1及び2の各文書（以下「本件各対象文書」という。）を特定し，これを開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，原判断庁が平成27年8月5日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

憲法週間における最高裁判所判事の視察があった場合，視察先の地方裁判所としては，通常，①視察の日時時刻，発着地，事項，配車，乗員，随行の秘書官等の詳細が記載されている基本日程及び詳細日程，②官用自動車使用申請書，③最高裁判所判事との座談会の出席者名簿及び座談会席図，④庁内巡視の順序が分かる文書及び⑤最高裁判所判事との懇親会の出席者名簿（以下，それぞれ「①の文書」などといい，まとめて「①から⑤までの文書」という。）が作成されるはずである。

最高裁判所判事の視察に関する文書は，内容が軽微かつ簡易な司法行政文書

であるとはいえない。また、視察先において毎年の視察を滞りなく終わらせるためには、少なくとも前年の視察に関する文書を執務資料として保管しておくことが必要不可欠であるといえるから、保存期間を1年以上とする必要がないとはいえない。したがって、短期保有文書であるとはいえない。仮にそうであるとしても、わずか2か月弱の期間で廃棄されて情報公開の対象とされないとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、原判断庁が、対象文書を本件各対象文書と特定し、これを開示した原判断は、相当である。

2 理由

原判断庁によれば、①から⑤までの文書のうち、②の文書以外の文書については、該当する文書として日程メモ等が存在したが、これらは短期保有文書であって事務処理完了後に速やかに廃棄しているから、本件開示申出の時点では存在せず、②の文書については、作成を省略しており存在しないとしているところ、これは、以下の理由により相当である。

(1) ②の文書以外の文書については、視察の都度作成される可能性はあるが、視察が終了すればその必要性がなくなるものであり、また各年の実情に合わせて作成されるものであって、その内容に照らし、保存期間を1年以上とする必要のないものであるから、視察日から2か月近く経過した本件開示申出の時点で既に廃棄していたとの取扱いは、通達の定めに従ったものである。

すなわち、①の文書のうち、基本日程（視察の日時、発着地及び視察内容といった視察の具体的な日程を記載したもの）は、詳細日程（基本日程を基に視察経路、座談会等の出席者名簿等を追加したもの）が作成された時点で存在意義が失われ、詳細日程についても、視察前の準備段階における言わば

最終予定表のようなものであり、視察が終了すればその必要性は失われる。

③の文書は、事前に最高裁判所判事が出席者及び席図を把握し、座談会開催中に発言者を知るために作成されるものであり、座談会が終了すればその必要性はなくなる。

④の文書は、最高裁判所判事が視察庁舎内をどのような順序で回るかについて記載した文書であり、視察対象の裁判所にとっては、あらかじめ空いている法廷やラウンドテーブル法廷を把握したり、巡視経路に何か障害があればそれを避けたりするなどの意味があり、最高裁判所判事にとっては、当該視察庁舎のどのような箇所を巡視できるのかを前もって把握するためのものであり、巡視が終了すればその必要性はなくなる。

⑤の文書は、事前に最高裁判所判事が懇親会出席者を把握することなどのために作成されるものであり、懇親会が終了すればその必要性はなくなる。

(2) ②の文書については、事務局総務課以外の部署が官用車を使用する場合には「配車依頼票」を同課に提出しているが、上級庁の視察等、同課で使用する場合には作成を省略しているとする神戸地方裁判所の取扱いには、何ら不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| ① | 平成27年11月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月10日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月11日 | 苦情申出人から意見書(2)及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月16日 | 苦情申出人から意見書(3)及び資料を收受 |
| ⑥ | 同年12月4日 | 最高裁判所事務総長から資料を收受 |
| ⑦ | 同月7日 | 審議 |
| ⑧ | 平成28年2月5日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、神戸地方裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出るものである。

これに対し、原判断庁は、対象文書として本件各対象文書を特定してこれらを開示したところ、苦情申出人は、本件各対象文書以外にも対象文書は存在するはずであると主張して苦情申出をし、存在するはずの文書として①から⑤までの文書を掲げているが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件開示申出文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件開示申出文書の特定の妥当性について

(1) 本件各対象文書について

当委員会において、本件各対象文書を見分したところ、これは、平成27年3月3日付けの大阪高等裁判所事務局長による「憲法週間における最高裁判所裁判官の視察について」（通知）と、同年5月7日付けの大阪高等裁判所長官による「最高裁判所判事の事務視察について」（通知）であり、いずれも神戸地方裁判所長において受領したものであると認められる。また、その内容は、前者については、平成27年の憲法週間における最高裁判所判事の視察庁等が決定した旨の最高裁判所事務総局秘書課長からの通知を伝える文書、後者については、大橋正春最高裁判所判事が神戸及び奈良の裁判所に事務視察のため出張する旨の通知文書で、そのいずれにも、同年5月14日に実施された神戸地方裁判所及び神戸家庭裁判所の視察に係る記載があることが認められる。したがって、本件各対象文書は、最高裁判所判事の神戸地方裁判所・家庭裁判所視察に関して作成し又は取得した文書に該当するといえるから、本件開示申出文書の対象として本件各対象文書を特定したことは妥当である。

(2) 本件開示申出の対象として特定すべきその余の文書の保有の有無について

ア 廃棄済みであるとする文書について

苦情申出人は、本件各対象文書以外にも①から⑤までの文書が存在するはずであると主張するのに対し、最高裁判所事務総長は、これらの文書のうち②の文書以外の文書は、視察の都度作成される可能性はあるが、その内容に照らし、保存期間を1年以上とする必要のないものであるから、本件開示申出の時点で既に廃棄していたもので、これは関係通達の定めに従ったものであると説明する。

ところで、司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないとされている。また、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしていることが認められる。

そして、苦情申出人が存在するはずであると主張する①から⑤までの文書のうち②の文書以外の文書については、その標題や最高裁判所事務総長の説明に照らすと、最高裁判所判事の視察に関する具体的な日程、出席者及び巡視の流れを記載した当該視察の際に必要なものといえるが、その後をわたって意思決定に至る過程や事務の実績を検証するために必要とされる内容のものではないといえるから、神戸地方裁判所においてはこれらを内容が軽微かつ簡易なものとして、短期保有文書として扱っていたとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。そして、これらの文書の内容に照らせば、視察日から2か月近くが経過した本件開示申出の時点で廃棄していたとの取扱いは、事務処理上必要な期間が満了したときに

廃棄されたものとして、上記各通達の定めに従ったものであるといえ、他にこれらの文書の存在をうかがわせるような事情はない。

したがって、これらの文書が存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は是認できる。

イ 作成していないとする文書について

最高裁判所事務総長によれば、神戸地方裁判所においては、②の文書である「官用自動車使用申請書」に相当するものとして「配車依頼票」を作成することがあるが、これは、同裁判所の総務課以外の部署が官用車を使用する場合に作成して同課に提出するもので、最高裁判所判事の視察のように同課で官用車を使用する場合には作成を省略しているとのことであるところ、この説明が不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、②の文書については、これを作成しておらず、本件開示申出の時点においては存在していなかったとの説明は是認できる。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件各対象文書を特定して開示した原判断については、神戸地方裁判所において、本件各対象文書の他に開示申出の対象として特定すべき司法行政文書を保有しているとは認められないので、本件各対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別 紙

- 1 憲法週間における最高裁判所裁判官の視察について（通知）（平成27年3月3日付け）
- 2 最高裁判所判事の事務視察について（通知）（平成27年5月7日付け）